## 災害救助法適用地4

## 日本学生支援機構貸与奨学金【緊急・応急】 令和5年台風第7号伴う災害にかかる災害救助法 適用地域の世帯の学生に対する緊急採用・応急採用について

緊急採用・応急採用奨学金の申込みを受け付けます。 希望者は、生支援課経済支援係まで申し出てください。

## 【京都府】福知山市、舞鶴市、綾部市

※ 適用地域の詳細については、日本学生支援機構のウェブサイトで確認してください。日本学生支援機構ウェブサイト「1年以内の災害救助法適用地域」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html

災害救助法適用地域の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生についても、適用地域 に準じて取り扱います。

本災害により学生またはその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた者は、JASSO 災害支援金(返還不要)の申請も可能です。申請希望者は、経済支援係へ申し出てください。

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用(第一種奨学金)	2023年8月以降で申込者が希望する月	2024年3月 (注)
応急採用(第二種奨学金)	2023年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで

(注)2024 年度においてなお、「緊急採用(第一種)奨学金継続願」の提出が 2024 年1月10日(水)まであり、第一種奨学金が必要と認められた場合には、翌年度末(2025 年 3 月)まで 貸与が継続されます。年度毎に同様の願い出を繰り返すことにより修業年限の終了月まで貸与期間の延長ができます。

※過去に掲載した緊急・応急採用の案内を学生支援課ウェブサイトに掲載しています。参照ください。

2023 年 8 月 20 日 学生支援課 経済支援係 学生センター2 階 窓口① 8:30~12:45/13:45~17:00 土日祝日除く

掲示期限: 2023 年 9 月末



